

令和3年（行ウ）第1号 処分取消等請求事件

原告 神 貢一 外1名

被告 寿 都 町

答 弁 書

副本直送済

函館地方裁判所民事部合議係 御 中

令和3年6月15日

〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目3番地 南一条道銀ビル4階

田村・橋場法律事務所 (送達先)

被告訴訟代理人弁護士 田 村 智 幸

被告訴訟代理人弁護士 橋 場 弘 之

被告訴訟代理人弁護士 及 川 啓 紀

(電話 011-272-7779, FAX 011-272-7769)



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 第1（本件の概要）について
認否の限りでない。

2 第2（当事者等）について

第1項、第2項及び第3項はいずれも認める。

3 第3（関連する条例等の定め）について

(1) 第1項（寿都町情報公開条例）について

(一) 第1項の第1段落は認める。

(二) 第1項の第2段落は認める。

(三) 第1項の第3段落は、情報公開条例第2条第2項の引用が正確ではないとの文脈で否認する。同条項を正確に引用するならば、以下のとおりとなる。

情報公開条例における「公文書」とは、実施機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会・同条例第2条第1項）が作成し、又は取得し、かつ管理している文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）で、官報、白書、新聞、雑誌、書籍、広報用資料、刊行物その他不特定多数の者に販売し、又は配布することを目的として発行されるもの及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものを除いたものである。

(四) 第1項の第4段落は認める。

(五) 第1項の第5段落は認める。

(2) 第2項（寿都町議会会議規則）について

第2項は概ね認める。全員協議会を設置することについての定めは、正確には、会議規則第126条第1項である。

4 第4（事実経過）について

(1) 第1項（高レベル放射性廃棄物最終処分場選定にかかる文献調査への応募に関する報道）について

(一) 第1項の(1)

- ① 第1項の(1)の第1段落は、報道の引用として認める。
- ② 第1項の(1)の第2段落の第1文及び第2文はいずれも不知。
- (二) 第1項の(2)
 - ① 第1項の(2)の第1段落は、報道の引用として認める。
 - ② 第1項の(2)の第2段落について
 - ㊦ 第1項の(2)の第2段落の第1文は、報道の引用として認める。
 - ㊧ 第1項の(2)の第2段落の第2文は、報道の引用として認める。
 - ㊨ 第1項の(2)の第2段落の第3文は、報道の引用として認める。
- (2) 第2項（原告神による公文書開示請求）について
 - (一) 第2項の(1)のうち、「原告神は、前記1(2)のNHKの報道を受けて、被告議会の全員協議会の議事録を確認する必要があると考え」との部分は不知、その余は認める。
 - (二) 第2項の(2)は、第1文及び第2文のいずれも認める。
 - (三) 第2項の(3)は認める。
 - (四) 第2項の(4)は認める。
- (3) 第3項（原告樋谷による公文書開示請求）について
 - (一) 第3項の(1)のうち、「原告樋谷は、被告議会の全員協議会の議事録を必要と考え、前記2の原告神による公文書開示請求や情報公開審議会の議事内容を踏まえ、」との部分は不知、その余は認める。
 - (二) 第3項の(2)は、第1文及び第2文のいずれも認める。
 - (三) 第3項の(3)は認める。
 - (四) 第3項の(4)は認める。
- 5 第5（本件第1請求、第2請求にかかる被告議会の各公文書非開示決定が違法であり、前記各請求にかかる公文書がすべて開示されるべきであること）について
 - (1) 第1項（条例が町民の知る権利の保障を目的としていること）について

- (一) 第1項の第1段落は認める。
 - (二) 第1項の第2段落は、憲法上の保障と情報公開条例との関係性については認否を留保する。
- (2) 第2項（情報公開条例が公文書を原則開示としていること）について
- 第2項のうち、第1文は認め、第2は前項の認否と同様に留保する。
- (3) 第3項（本件各非開示決定の理由）について
- (一) 第3項の(1)は、第1段落及び第2段落のいずれも認める。
 - (二) 第3項の(2)について
 - ① 第3項の(2)のアについて
 - 第3項の(2)のア（柱書部分）の第1段落は認め、第2段落は認否の限りでない。
 - ② 第3項の(2)のアの（ア）について
 - (a) 第3項の(2)のアの（ア）の第1段落は認める。
 - (b) 第3項の(2)のアの（ア）の第2段落について
 - ① 第3項の(2)のアの（ア）の第2段落の第1文は認める。
 - ② 第3項の(2)のアの（ア）の第2段落の第2文は、否認または争う。
 - (c) 第3項の(2)のアの（ア）の第3段落について
 - ① 第3項の(2)のアの（ア）の第3段落の第1文はのうち、「原告樋谷は、別途、これまでの被告議会における全員協議会議事録等の情報公開請求の状況を確認したいと考え」との部分は不知、その余は認める。
 - ② 第3項の(2)のアの（ア）の第3段落の第2文は認める。
 - ③ 第3項の(2)のアの（ア）の第3段落の第3文は否認または争う。
 - ④ 第3項の(2)のアの（ア）の第3段落の第4文は不知。
 - ⑤ 第3項の(2)のアの（ア）の第3段落の第5文は、回答の引用として認める。なお、甲14の5の作成者に沢村國明氏とあるが、國昭

氏が正しい。本人が氏名を誤ることはない。文書の作成経過が不明である。

① 第3項の(2)のアの(ア)の第3段落の第6文は否認または争う。

① 第3項の(2)のアの(イ)について

(a) 第3項の(2)のアの(イ)の第1段落について

① 第3項の(2)のアの(イ)の第1段落の第1文は否認または争う。

② 第3項の(2)のアの(イ)の第1段落の第2文は否認または争う。

③ 第3項の(2)のアの(イ)の第1段落の第3文は認否の限りでない。

(b) 第3項の(2)のアの(イ)の第2段落(福井地裁判例)は概ね認める。

② 第3項の(2)のイについて

① 第3項の(2)のイの第1段落は否認または争う。

② 第3項の(2)のイの第2段落は認める。

③ 第3項の(2)のイの第3段落は不知。

④ 第3項の(2)のイの第4段落は不知。

③ 第3項の(2)のウは否認または争う。

(三) 第3項の(3)について

① 第3項の(3)のアの第1文について

① 第3項の(3)のアの第1文は調査のうえ認否する。

② 第3項の(3)のアの第2文は認否の限りでない。

② 第3項の(3)のイについて

① 第3項の(3)のイの第1段落は認める。

② 第3項の(3)のイの第2段落は調査のうえ認否する。

③ 第3項の(3)のウについて

① 第3項の(3)のウの第1段落について

(a) 第3項の(3)のウの第1段落の第1文は認める。

(b) 第3項の(3)のウの第1段落の第2文は、否認または争う。

- ① 第3項の(3)のウの第2段落は、報道の引用として認める。
 - ② 第3項の(3)のウの第3段落は否認または争う。
- (4) 第4項（原子力における「公開」原則からも、本件各文書を開示すべきであること）について
- (一) 第4項の第1段落は不知。
 - (二) 第4項の第2段落について
 - ① 第4項の第2段落の第1文は認める。
 - ② 第4項の第2段落の第2文は認める。
 - (三) 第4項の第3段落は否認または争う。原子力3原則は原子力利用に関するものであり、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する文献調査への応募については規律するものではない。
 - (四) 第4項の第4段落について
 - ① 第4項の第4段落の第1文は主張の根拠が不明であり不知。
 - ② 第4項の第4段落の第2文は不知。
 - ③ 第4項の第4段落の第3文のうち、被告議会が全員協議会の議事録については非公開とする「取り決め」が存在するとしていることは認め、NHKの記者は知ることができても町民が知ることができないという道理はないとの部分は認否の限りではなく、その余は否認または争う。
 - ④ 第4項の第4段落の第4文は、認否の限りでない。
 - (五) 第4項の第5段落は否認または争う。
- 6 第5（原告らは何故本件訴訟を提起したのか）について
- (一) 第5項の第1段落は不知。
 - (二) 第5項の第2段落は認否の限りではないが、一般論として特段争うものではない。
 - (三) 第5項の第3段落は認める。
 - (四) 第5項の第4段落について

- ① 第5項の第4段落の第1文は否認または争う。
 - ② 第5項の第4段落の第2文は認否の限りでない。
- (五) 第5項の第5段落について
- ① 第5項の第5段落の第1文は認める。
 - ② 第5項の第5段落の第2文は否認または争う。
 - ③ 第5項の第5段落の第3文は認否の限りでない。
- (六) 第5項の第6段落について
- ① 第5項の第6段落の第1文は認める。
 - ② 第5項の第6段落の第2文について、憲法との関係性については留保する。
- (七) 第5項の第7段落について
- ① 第5項の第7段落の第1文は認否の限りでない。
 - ② 第5項の第7段落の第2文は否認または争う。
- (八) 第5項の第8段落について
- ① 第5項の第8段落の第1文は不知。
 - ② 第5項の第8段落の第2文は不知。
 - ③ 第5項の第8段落の第3文は不知。
 - ④ 第5項の第8段落の第4文は認否の限りでない。
 - ⑤ 第5項の第8段落の第5文は、一般論として特に争うものではない。
- (九) 第5項の第9段落について
- ① 第5項の第9段落の第1文は認める。
 - ② 第5項の第9段落の第2文は不知。
 - ③ 第5項の第9段落の第3文は、一般論として特に争うものではない。
- (十) 第5項の第10段落について
- ① 第5項の第10段落の第1文は調査のうえ認否する。
 - ② 第5項の第10段落の第2文は認否の限りでない。

(十一) 第5項の第1 1段落について

① 第5項の第1 1段落の第1文は不知。

② 第5項の第1 1段落の第2文は不知。

7 第6（結論）について

第1段落及び第2段落は、いずれも争う。

第3 次回被告の主張予定

- 1 留保した認否
- 2 情報公開条例第8条第2号前段の要件該当性（適用除外）
- 3 情報公開条例第8条第2号後段の要件該当性（適用除外）
- 4 情報公開条例第9条第3号の要件該当性（適用除外）
- 5 関連する主張及び反論

以上

添付書類

- 1 訴訟委任状

1通